第二千八百十六号

八月十六日

起業者の名称

富士川

曜

起業地

富士川町学校給食センター整備事業

 $\mathbb{H}$ 

事業の種類

### 平成三十年

### 木

### 几 事業を認定した理由

法第二十条第一号要件

使用の部分 なし

収用の部分

山梨県南巨摩郡富士川町大字小林字南明寺東地内

る施設」に関する事業に該当する。 号に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎その他直接その事務又は事業の用に供す 在する町立の小中学校の給食施設を一元化するため、起業者が学校給食センター (以下「本件施設」という。)を整備する事業であることから、法第三条第三十一 富士川町学校給食センター整備事業(以下「本件事業」という。)は、町内に点

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号要件

匹 匹

四四 四四

いて本件施設の整備についてその具体的な方針を定めている。 起業者は、平成二十九年七月に「富士川町学校給食センター整備基本計画」にお

算にて計上することを確約している。 について予算措置を講じており、また工事費については、平成三十一年度以降の予 また、起業者は、平成三十年度補正予算において本件事業の用地費その他の経費

よって、これらのことから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認

法第二十条第三号要件 したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

# 本件事業の施行により得られる公共の利益

となっている。 自校方式の給食室は、いずれも築後約四十年を経過し、給食センターも築後約五 とセンター方式(旧鰍沢町)により、給食を児童生徒に提供している。しかし、 十年を経過する等、 起業者は、現在、合併前の旧町時代の施設を受け継ぎ、自校方式(旧増穂町) 施設設備の老朽化が顕著であり、衛生上も好ましくない状況

生管理基準」という。)が制定され、食の安全については、より厳しい衛生管理 に対応できていない。また、衛生管理基準では、汚染区域や非汚染区域、 が求められているが、現状の施設は、衛生管理基準で求められているドライ方式 い、学校給食衛生管理基準(平成二十一年文部科学省告示第六十四号。以下「衛 一方、平成二十一年の学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)の改正に伴

### 示

目

次

| 四 · 四 三 应二 应二

○公共測量の実施……… 

### 告 示

# 山梨県告示第二百三十六号

次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、

平成三十年八月十六日

山梨県知事 後

藤

斎

3

| ヨーネ病  | 病の種類    |
|-------|---------|
| 牛     | 種家畜の    |
| 患畜    | 患畜叉は疑似  |
| _     | 頭 発 数 生 |
| 甲府    | 発       |
| 府市    | 生       |
|       | 場       |
|       | 所       |
| 平成三十年 | 発       |
| 十年    | 生       |
| -八月八  | 年       |
| 八八日   | 月       |
| Ц     | 日       |
|       |         |

# 山梨県告示第二百三十七号

により、次のとおり土地収用事業の認定をした。 土地収用法 (昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。) 第二十条の規定

平成三十年八月十六日

山梨県知事

後 藤

斎

Щ

梨 県

ない状況である。程における部屋の区分を求めているが、現在、そのような区分にも対応できてい

不可欠である。

ていたである。

不可欠である。

ことは極めて重要な課題であり、それを解決するためにも本件施設の建設は必要備し、児童生徒に安心で安全な、栄養バランスの良い、おいしい給食を提供するこのような状況の下、起業者にとって、早期に衛生管理基準に準じた施設を整

飯の炊き出し支援施設としての機能も併せ持つことを計画している。また、本件施設は、重要性が高まりつつある食育教育の推進拠点、災害時の米

認められる。 したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると

# 一本件事業の施行により失われる利益

る。。

「関係するなど地域住民にも配慮し、要望事項には誠実に対応することとしてい開催するなど地域住民にも配慮し、要望事項には誠実に対応することとしている。また、工事に当たっては、事前説明会をに、景観に配慮した遮音シート張りや工事に伴う騒音及び振動の発生を抑える低に、景観に配慮した遮音シート張りや工事に伴う騒音及び振動の発生を抑える低本件事業の施行により周辺環境に与える影響について、起業者は、工事の際本件事業の施行により周辺環境に与える影響について、起業者は、工事の際

の構造を施す等、近隣住宅への影響を極力押さえることとしている。気扇の排出口は屋上等に配置し、騒音の発生源である洗浄室については、遮音性本件施設稼働後についても、臭気が発生し易い厨房除害施設や調理室からの換

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## 代替案との比較

本件事業の起業地が、これらの要件を満たす最も適切なものと認められる。と、社会的、経済的な要件を考慮し選定された四案について比較検討した結果、の水の利用・排水処理への対応状況、道路事情・車両出入りの容易性・安全性な本件事業の施行位置については、関係法令との整合性、必要面積の確保、大量本件事業の施行位置については、関係法令との整合性、必要面積の確保、大量

### 比較衡量

も適切であると認められる。

・適切であると認められる。

・高切であるとともに、○で述べたとおり、本件事業の起業地は、代替案と比較して最いない。

・ので述べた得られる公共の利益が失われる利益を比較衡量した結

られるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認め

- 4 法第二十条第四号要件
- 本件事業を早期に施行する必要性

七月の完成、同年九月の開設を計画している。 本件施設は、富士川町学校給食センター整備基本計画において、平成三十二年

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。七月の完成、同年九月の開設を計画している。

二 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

のであり、必要な範囲であると認められる。 設された給食センターの規模と比較(一食あたりの面積による)しても同等なも設置した施設を衛生管理基準上必要な区分に応じて計画したものである。これら設置した施設を衛生管理基準上必要な区分に応じて計画したものである。これら設置した施設を衛生管理基準上必要な区分に応じて計画したものである。これら、本件事業に係る起業地の範囲は、建物については、町内五つの小中学校に千五本件事業に係る起業地の範囲は、建物については、町内五つの小中学校に千五

三 収用する公益上の必要性あると認められる。

整備後の勤務職員数等から必要駐車台数を算出していることから、必要な範囲で

ために必要な配送車数、現状の納入事業者等による利用状況、及び給食センター

また、建物以外の面積についても、調理後二時間以内に喫食できるようにする

で、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。以上により、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるの

5 結於

断することができる。
1から4までのとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判

よって、法第二十条の規定により、事業の認定をしたものである。

※系界 五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所 富士川町教育委員会 教育

## 山梨県告示第二百三十八号

所において、この告示の日から平成三十年九月六日まで一般の縦覧に供する。路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

平成三十年八月十六日

山梨県知事 後 藤

斎

道路の種類 県道

路 線 名 三日市場南線

道路の区域

|                            | 山梨市小原西字西ノ原五四六番地先まで山梨市小原西字西ノ原五四七番一地先から | 区間          |
|----------------------------|---------------------------------------|-------------|
| 新                          | 旧                                     | の旧<br>別新    |
| 一<br>○<br>三<br>五<br>·<br>二 | 五、八~二〇、九                              | (メートル)敷地の幅員 |
| 一八.四                       | 一八.四                                  | (メートル) 長    |

# 山梨県告示第二百三十九号

所において、この告示の日から平成三十年九月六日まで一般の縦覧に供する。 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道 平成三十年八月十六日

山梨県知事 後 藤

斎

道路の種類 県道

路線 名 市之蔵山梨線

道路の区域

|                            | 山梨市小原東字立石六一七番一地先まで山梨市小原東字立石六一五番四地先から | 国           |
|----------------------------|--------------------------------------|-------------|
| 新                          | 旧                                    | の旧<br>別新    |
| 一<br>○<br>三<br>五<br>·<br>二 | 五、八~二〇、九                             | (メートル)敷地の幅員 |
|                            | <br>,,                               | (メートル) 長    |

## 山梨県告示第二百四十号

路の区域を変更する。その関係図面は、 覧に供する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道 (峡北支所を除く。) において、この告示の日から平成三十年九月六日まで一般の縦 山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務

平成三十年八月十六日

山梨県知事 後

藤 斎

> 道路の種類 県道

 $\equiv$ 路 線 名 甲斐早川線

三 道路の区域

| 三〇・九     | 一<br>五<br>·<br>四五<br>六<br>·<br>三 | 新        | まで、こう古根原生ヲヨイニ(者一ノ出名)                                   |
|----------|----------------------------------|----------|--------------------------------------------------------|
| 三〇・九     | - 五<br>- 五<br>四五<br>九<br>· 二     | 旧        | 南マレプス市夏京AINで100000円でした。<br>地先から<br>南アルプス市野牛島字居村一八四五番一三 |
| (メートル) 長 | (メートル)敷地の幅員                      | の旧<br>別新 | 区                                                      |

# 山梨県告示第二百四十一号

所において、この告示の日から平成三十年九月六日まで一般の縦覧に供する。 路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

平成三十年八月十六日

山梨県知事 後

藤

斎

| 県道                                             | 種道<br>類路<br>の |
|------------------------------------------------|---------------|
| 線三日                                            | 路             |
| 市場                                             | 線             |
| 南                                              | 名             |
| 地先まで出来市小原西字西ノ原五四六番山梨市小原西字西ノ原五四七番山梨市小原西字西ノ原五四七番 | 区間            |
| 一 笛 笛                                          | <b>一</b>      |
|                                                | (メート)         |
| 八<br>·<br>四                                    | トル)長          |
| 平成<br>月十六<br>日<br>年                            | 期日開始の         |

# 山梨県告示第二百四十二号

所において、この告示の日から平成三十年九月六日まで一般の縦覧に供する。 路の供用を開始する。その関係図面は、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務 次のとおり道

平成三十年八月十六日

山梨県知事 後

藤

斎

| 県道               | 種道<br>類路<br>の |
|------------------|---------------|
| 線市               | 路             |
| 之<br>蔵           | 線             |
| 山梨               | 名             |
| 地先から出れている。       | X             |
| 五番四              | 間             |
|                  | 父延            |
| 一<br>八<br>·<br>四 | (メートル)        |
| 八月十六日            | 期日開始の         |

Щ

梨

県

公

Щ

梨 県

公

地先まで山梨市小原東字立石六一七番一

# 山梨県告示第二百四十三号

覧に供する。 路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務 所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成三十年九月六日まで一般の縦 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

平成三十年八月十六日

山梨県知事 後 藤

斎

三

| 八平<br>月成三十<br>六<br>日 | ********** | 八二番一九地先まで「五地先から」であります。一九地先まで「五地先から」である。 | 甲斐早川線 | 県道    |
|----------------------|------------|-----------------------------------------|-------|-------|
| 期日用開始の               | (メートル) 延   | 区間                                      | 路線名   | 種道類路の |

# 山梨県告示第二百四十四号

路の供用を開始する。その関係図面は、 覧に供する。 所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成三十年九月六日まで一般の縦 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり道 山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務

平成三十年八月十六日

山梨県知事

後 藤

斎

| 県道                                                | 種道類路の      |
|---------------------------------------------------|------------|
| 甲府                                                | 路          |
| 山梨線                                               | 線<br>名<br> |
| 二九番地先まで甲府市上積翠寺町字大日影一五甲府市上積翠寺町字大日影一五甲の市上積翠寺町字平石一〇〇 | 区間         |
| 五〇                                                | ○延         |
| 四<br>〇<br>·                                       | (メートル)     |
| 八平<br>月成<br>十七十<br>日年                             | 期日開始の      |

を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三 第一項の規定により国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所から次のとおり公共測量 項の規定により公示する。 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

平成三十年八月十六日

山梨県知事 後

斎

- 測量の種類 公共測量(航空レーザ計測、 数值撮影 (デジタル))
- 測量の地域 大沢川及び富士山全周
- 測量の期間 平成三十年七月二十日から平成三十一年三月二十九日まで
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

平成三十年八月十六日

山梨県知事

四番六から千四百九十四番十二までの区域 一、千四百八十一番三から千四百八十一番十まで、千四百九十四番三及び千四百九十 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 富士吉田市下吉田二丁目千四百八十一番

二 公共施設の種類、位置及び区域

| 公園 ゴミステーション | 公共施設の種類 |
|-------------|---------|
| 次の図のとおり     | 位置及び区域  |

吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」は、 省略し、その図面及び関係書類を富士・東部建設事務所及び富士

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 ハウス株式会社 代表取締役 森川清 中巨摩郡昭和町西条十四番地一 グロー バル

## 公共測量の実施

公

告

発行者 Щ 梨 県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所